

住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

佐賀県人事委員会

委員長 馬 場 昌 平

佐賀県人事委員会規則第十八号

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（昭和四十九年佐賀県人事委員会規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「配偶者（）」を「職員の扶養親族たる者（県職員給与条例第八条又は学校職員給与条例第十条に規定する扶養親族で県職員給与条例第九条第一項又は学校職員給与条例第十一条第一項の規定による届出がされているものに限る。以下この号において同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者（）」に改め、「含む。以下」の下に「この号において」を加え、「（県職員給与条例第八条又は学校職員給与条例第十条に規定する扶養親族で、県職員給与条例第九条第一項又は学校職員給与条例第十一条第一項の規定による届出がされているものに限る。以下同じ。）」及び「及び次条第二号に掲げる住宅」を削る。

第三条の二を削り、第三条及び第四条を次のように改める。

第三条及び第四条 削除

第五条及び第五条の二中「第九条の四第一項第三号」を「第九条の四第一項第二号」に、「第十一条の二第二項第三号」を「第十一条の二第一項第二号」に改める。

第六条第一項中「実情、住宅の所有関係等」を「実情」に、「住宅の所有関係等に」を「等に」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。